

子

(七)

持以陳之。左京坊下中村新源寺所有
當時舊社澤船金就元三美、有テ日人ヨリ
各社造如向ニ移テ播造方也。就上印以次
十七年以月成、成テ承知付テ受渡船コラハ板
三美、其社社ヲテ市街移テ本儀分ヨリテ仕用
此致法趣然ルニ、其後本年月ヨリ今日まで
僅々十月ヲ經テ七ニ而ニナルニ、既ニテ般腐蝕
ニ害皆即用ヲナサル。以テ般渡船無社造如向
修復修移也。ニ、其後上ニ移テ以テ社社移
而如十七年ニ移テ下ニ、船体ヲ素ヨリ提テ

大

大
同
社

新形、神樂ヲ以テ以候也。五振舞多々賣
 賦ヲ授シ為社ニ據求仕候も全クコソレハ板ハ
 初陳ノ上振ニテ以陳悉皆終者ヲ要スルヲ
 本振社ノ振舞ニ由新古振舞社振舞
 至ニ此ノ地ニ由社ニ終テ由本振舞ニ
 ナラズ自然由修用上ニ關係振舞ニ由スル
 至生業ニ由安次由スルニ就テハ由本振舞
 由本業上改良進歩ニ由本振舞ニ由スル
 由本振舞ニ由一應本振舞主合ニ由
 振舞ニ由ハ由本振舞進歩由本振舞

(二)

市思金芳ノ由ハ、由本振舞以上

大阪市振舞社

由本振舞ノ由ハ、由本振舞以上

市振舞社

社本本振舞行殿

以烟能之取

字

(三)

丁才抄七号

中村新原印依頼為局給テ禁定被取澤
以多親此紙底ニ使用セシトハハ極禁定
出所ニ安テ市間ノ趣形被取ハ其
禁定會社禁定亦テ已極禁定ハ其
ノ多僅テ千十月余給テ已即今ハ其
印用亦テ多テ存被取被取亦高被取
禁定會社ハ中在候會社被取テ被取中
ノ多ハ其被取ハ其乃市間是也
十三年三月二日
無禁定被取局

阪

書金會

主記

古物多如金社所記
謹此奉呈

.....

本資料は、大阪商工会議所所蔵の「五代友厚関係文書」収録資料のうち、
お問い合わせの多いものを抜粋し公開するものです。

資料を複製使用する場合は、あらかじめ申請書を提出し許可を受けていた
だく必要があります。

手続きにつきましては、下記事務局までご連絡いただきますようお願いい
たします。

【事務局】大阪商工会議所 大阪企業家ミュージアム

〒541-0053 大阪市中央区本町 1-4-5 大阪産業創造館 B1F

TEL 06-4964-7601 FAX 06-6264-6011

museum@osaka.cci.or.jp

.....